

○市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日 建設省住街発第 47 号） 新旧対照表

改正案	現行								
第 1 ～ 4 （略） 第 5 補助金の額 1 （略） 2 市街地再開発事業に係る国の補助金の額は、第 3 第 2 各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。 一 市街地整備 市街地整備に関し事業主体が施行者に補助する費用の 1 / 2 以内で、かつ、当該市街地整備に要する費用で次表の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の 1 / 3 以内の額（注 10） 表（略） （注 1）～（注 7）（略） （注 8） 次表（あ）欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に（い）欄の係数を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>（あ）事業</th><th>（い） 係数</th></tr> <tr> <td>○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>（削除）</u></td><td>1. 20</td></tr> </table>	（あ）事業	（い） 係数	○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>（削除）</u>	1. 20	第 1 ～ 4 （略） 第 5 補助金の額 1 （略） 2 市街地再開発事業に係る国の補助金の額は、第 3 第 2 各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。 一 市街地整備 市街地整備に関し事業主体が施行者に補助する費用の 1 / 2 以内で、かつ、当該市街地整備に要する費用で次表の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の 1 / 3 以内の額（注 10） 表（略） （注 1）～（注 7）（略） （注 8） 次表（あ）欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に（い）欄の係数を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>（あ）事業</th><th>（い） 係数</th></tr> <tr> <td>○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>○ 予備認定（新築マンションを対象と</u></td><td>1. 20</td></tr> </table>	（あ）事業	（い） 係数	○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>○ 予備認定（新築マンションを対象と</u>	1. 20
（あ）事業	（い） 係数								
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>（削除）</u>	1. 20								
（あ）事業	（い） 係数								
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 <u>○ 予備認定（新築マンションを対象と</u>	1. 20								

改正案				現行			
	○ CASBEE 建築評価認証またはCASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、Aランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業				<u>した管理計画案の認定)を受けた施設建築物の整備を含む事業</u> ○ CASBEE 建築評価認証またはCASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、Aランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業		
	○ 防災再開発促進地区を定め、または定める予定である区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む) ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街	1.35			○ 防災再開発促進地区を定め、または定める予定である区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む) ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街	1.35	

改正案				現行			
	地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業				地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業		
	○ （い）係数 1.35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ロ （い）係数 1.20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50			○ （い）係数 1.35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ロ （い）係数 1.20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50	
附則（略） <u>附則</u> <u>第 1 この要領は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。</u> <u>第 2 この要領の施行前に着手している事業については、なお従</u>				附則（略） <u>（新設）</u>			

改正案	現行
<u>前の例による。</u>	